別表十七の二（一）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の89の２（第３項を除く。）又は第68条の89の３（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「支払利子等の額　(3)」の欄は、各連結法人の支払利子等（租税特別措置法第68条の89の２第２項第２号に規定する支払利子等をいう。以下この号において同じ。）の額から当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額を控除した金額の合計額を記載すること。

3　「連結所得金額仮計（別表四の二「30の①」）　(9)」の欄は、法第81条の４（受取配当等）及び租税特別措置法第68条の89第１項（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合の別表四の二「30の①」の金額を記載すること。

4　「物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額　(10)」の欄は、各連結法人が法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（法第33条第２項（資産の評価損の損金不算入等）の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合（令第68条第１項各号（資産の評価損の計上ができる事実）に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限る。）において、法第81条の３第１項の規定により損金の額に算入される金額の合計額を記載すること。

5　「(12)」から「(14)」までの各欄は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載すること。

6　「受取配当等の益金不算入額　(16)」の欄は、租税特別措置法第68条の89第１項、第68条の89の２第１項並びに第68条の89の３第１項及び第２項の規定を適用しないで計算した場合の別表八の二「14」の金額を記載すること。

7　「特定子法人の課税対象金額等　(18)」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　外国関係会社（租税特別措置法第68条の90第２項第１号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社をいう。(1)において同じ。）である特定子法人（租税特別措置法施行令第39条の113の２第25項第２号（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）に規定する特定子法人をいう。(2)において同じ。）の特定子法人事業年度（同条第28項に規定する特定子法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）の期間（同条第25項第２号に規定する期間をいう。(2)において同じ。）内に、連結法人が当該外国関係会社に対して支払つた対象支払利子等の額（同法第68条の89の２第２項第１号に規定する対象支払利子等の額をいう。(2)において同じ。）がある場合　当該連結法人の当該連結事業年度に係る当該外国関係会社の当該特定子法人事業年度に係る租税特別措置法第68条の90第１項に規定する個別課税対象金額、同条第６項に規定する個別部分課税対象金額又は同条第８項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額を記載すること。

(2)　外国関係法人（租税特別措置法第68条の93の２第１項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人をいう。(2)において同じ。）である特定子法人の特定子法人事業年度の期間内に、連結法人が当該外国関係法人に対して支払つた対象支払利子等の額がある場合　当該連結法人の当該連結事業年度に係る当該外国関係法人の当該特定子法人事業年度に係る租税特別措置法第68条の93の２第１項に規定する個別課税対象金額、同条第６項に規定する個別部分課税対象金額又は同条第８項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額を記載すること。

8　「匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額　(20)」の欄は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入される金額を記載すること。

9　各連結法人が適格合併に該当しない合併により当該連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して移転した法第61条の13第１項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、法第81条の３第１項（法第61条の13第１項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額又は個別益金額を計算する場合に限る。）の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合には、「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　(23)」の欄は、当該損金の額又は益金の額に算入される金額を減算し、又は加算した金額の合計額を記載すること。

10　「損金不算入額((29)－(31))又は(28)　(32)」の欄は、租税特別措置法第68条の89の２第６項の規定の適用を受ける場合には、「((29)－(31))又は」を消すこと。

別表十七の二(一)の次に次の一表を加える。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日